

写真借用書

写真貸出し条件

- 1) 写真の著作権は、全て著作物貸出者が所有しております。著作物使用者は撮影者から写真使用を許諾することのみで著作権の譲渡は行われません。
- 2) 著作物使用者は、無断で写真の内容やタイトルを勝手に変えたりトリミングしたりすることはできません。写真をトリミングその他改変して使用する際は事前にご相談下さい。
- 3) 写真使用の際は、**下記のクレジットを表示下さい**。媒体の都合でクレジットが表示できない場合は事前にご相談下さい。
写真：越智貴雄／カンパラプレス 撮影：越智貴雄／カンパラプレス
(C) 越智貴雄／カンパラプレス (海外の場合) Photo by Takao Ochi
- 4) 写真の無断複製（複写、印刷、デュープ等）はお断りします。無断で他の用途に使用した場合は、通常の使用料の10倍を補償して頂きます。
- 5) 写真の2次使用は出来ません。原則的に使用は1用途1回使用に限ります。再使用（再版）及び他の用途に使用するときは事前にご相談下さい。
- 6) 写真の被写体に対する肖像権、商標権、特許権、その他の利用権などの諸権利を所有しておりません。必要がある場合は、必ず使用許諾をとってから使用しなければなりません。これらの諸権利に起因するいかなる争いに関しても、著作物貸出者は一切責任を負いません。
- 7) 著作物貸出者は、著作物使用者が本規定に違反した写真の使用を行った場合、その結果生じたあらゆる制作物の使用を停止させることができます。また、その結果、著作物使用者と第三者との間に発生したあらゆる争いに、著作物貸出者は一切の責任を負いません。
- 8) 写真がデジタルデータの場合、**作成及び使用を終えた時点で、そのデジタルデータを速やかに消去、破棄して下さい**。また、著作物使用者は写真の使用を終えるまで、著作物貸出者より受け取った写真を第三者に不正に使用されないように管理して下さい。万一、第三者に使用され著作物貸出者に損害が発生した場合は、その損害の補償に応じなければなりません。また、著作物貸出者の求めに応じて事件の解明にあたり、不正に製作された制作物の回収、廃棄にあたらなければなりません。
- 9) 著作物貸出者より貸し出しする写真は、原則として非独占使用となります。
- 10) 紙媒体の場合は、掲載紙・印刷物等は**必ず下記住所まで2部ご送付下さい**。

放送媒体の場合は、放送日時をお知らせ下さい。

WEB媒体の場合は、**URLを必ずお知らせ下さい。**

送付先：〒104-0045 東京都中央区築地 1-9-11-803

一般社団法人カンパラプレス 代表理事 越智貴雄

メールアドレス：contact@kanpara.com

使用目的（紙媒体：掲載媒体名・掲載日、映像媒体：番組名・放映日）

番号	写真の内容（被写体名・大会名など）	写真枚数
01		
02		
03		
04		
05		
06		

特記：

上記のとおり借用します

年 月 日

<著作物借用者>

住所：

電話：

会社名・部署名：

氏名（必ず直筆でサインをして下さい）

<著作物貸出者>

一般社団法人カンパラプレス 代表理事 越智貴雄

PDF または FAX（03-5565-3035）にてご返送お願いします